

# 令和5年度 第3回 豊島区公文書等管理委員会 次第

令和6年2月19日（月）午後4時

## 1 開 会

## 2 審 議

(1) 質問・指摘事項に対する回答について

(2) 令和4年度における公文書管理等の状況について

### ◆配付資料

- |         |                          |
|---------|--------------------------|
| 資料5-3-1 | 質問・指摘事項に対する回答            |
| 資料5-3-2 | 豊島区重要公文書選別基準の改正について（修正案） |
| 資料5-3-3 | 令和4年度における公文書管理等の状況       |

## 質問・指摘事項に対する回答

## ■豊島区重要公文書選別基準の改正について

	質問・指摘事項等	回答
1	これまでに移管対象とする際に適用した実績の無い基準（項目）は存在しなかったと理解して良いですか？	条例が施行され約5年が経過しますが、例えば「3 区の廃置分合又は境界変更」や「17-2 行政代執行」に関する文書は移管の実績がありません。しかしながら、今後も該当する可能性はありますので、選別基準としては残してあります。
2	22-3で追加された「発掘届」について、必要な情報が台帳等に別途転記されるのであれば、届そのものを永続的に保存しなくても良いのではないかと考えます（通常の住宅建設でも行う発掘まで対象とすると膨大なものになってしまうのではないのでしょうか）。	所管課に確認したところ、「台帳」は「発掘届」の内容を網羅的に記録しているものではないため、台帳のみでは情報が不足する可能性があるとのことでした。したがって、選別基準には記載を残したいと思います。また、年間の文書発生量は文書保存箱1箱程度だそうです。
3	<p>【10-2-1の表記について】</p> <p>「定例的、定期的な補助金や単に補助金等の事務処理に係る文書のみで保存されていた場合は収集しない。」</p> <p>→「定例的、定期的な補助金や単に補助金等の事務処理に係る文書のみ保存されている場合は収集しない。」あるいは、</p> <p>「定例的、定期的な補助金や単に補助金等の事務処理に係る文書のみで構成されているものは収集しない。」とした方が分かりやすいと思います。</p>	「定例的、定期的な補助金や単に補助金等の事務処理に係る文書のみが保存されている場合は収集しない。」に修正いたします。
4	<p>【13-1-1の表記について】</p> <p>改正案の対象となっていませんが、改めて読んでみると「及び」の位置がおかしいように思います。</p>	「区並びに出資団体、公の施設の管理を行う指定管理者、補助金等交付団体及び指定金融機関について、…」に修正いたします。（及びの位置を修正）

	質問・指摘事項等	回答
5	<p>【22-1の表記について】</p> <p>改正案の対象となっていませんが、改めて読んでみると、「国、都並びに区登録・指定の文化財(有形・無形・民俗)」</p> <p>→「国、都及び区登録・指定の文化財(有形・無形・民俗)」</p> <p>であるような気がします。</p>	<p>ご指摘のとおり修正いたします。</p>
6	<p>【22-2の表記について】</p> <p>改正案の対象となっていませんが、改めて読んでみると、「国、都並びに区登録・指定の史跡、名勝、天然記念物」</p> <p>→「国、都及び区登録・指定の史跡、名勝及び天然記念物」</p> <p>であるような気がします。(いわゆる「たすき掛けの及び」にした方が良いのでは?)</p>	<p>ご指摘のとおり修正いたします。</p>
7	<p>【24-1の表記について】</p> <p>改正案の対象となっていませんが、改めて読んでみると、「区内で起きた及び区にかかわりのあった」</p> <p>→「区内で起きた、又は区にかかわりのあった」</p> <p>であるような気がします。</p>	<p>ご指摘のとおり修正いたします。</p>
8	<p>特別選別基準(11)の新設案の文言についてですが、「属さない」ではなく「該当しない」ではないでしょうか。</p>	<p>ご指摘のとおり修正いたします。</p>
9	<p>一般選別基準(別表)8-1-2の改正部分について、8-2-2と同じ文言にしたものと思われませんが、統計は数値をとる上での調査条件や調査プロセスを明示した上でないと結果が出ないか、または評価が困難なものであって、統計結果に現れない重要なプロセスや条件というものは想定できないのではないのでしょうか。むしろ現状のままの方がわかりやすいように思いますが、どうでしょうか。</p>	<p>昨年度お示ししました、当初の改正案の「1 結果報告書、2 実施された統計で重要な内容のものに係る公文書」では、「1と2の関係が分かりづらく、工夫が必要」とのご意見で今回の改正案をご提示しました。</p> <p>改正案(8-1-2)は「結果報告書」に記載されない、統計の作成や結果報告に係る検討状況等も含めて移管対象とするため、記載の改正案となっております。</p>

	質問・指摘事項等	回答
10	<p>一般選別基準（別表）9-1-2 の新設項目について、予算の執行に関する方針は、地方公共団体全体から部局単位、課単位など様々なレベルで存在するように思いますが、どのレベルまでが想定されるのでしょうか。一般に、地方公共団体全体で予算執行方針を決定する場合には長の訓令という形式になると思いますが、1-2 と重複しないのでしょうか。</p>	<p>財政課が年度当初に全庁に対し、予算執行の方針に関する依命通達を發出します。新型コロナウイルス感染症や物価高等の世の中の状況を踏まえた執行方針となっており、移管が望ましいと考えました。したがって、想定としては全庁レベルのものを想定しています。また、本通達（依命通達）は訓令ではないため、基準 1-2 に該当するものではありません。</p>
11	<p>一般選別基準（別表）10-2-1 の「文書のみで」の日本語が不自然だと思います。「文書のみが」とすべきではないのでしょうか。</p>	<p>「定例的、定期的な補助金や単に補助金等の事務処理に係る文書のみが保存されている場合は収集しない。」に修正いたします。</p>
12	<p>「原則として収集する」と記載された文、「原則として全て収集する」とした文、「原則として各課のものを収集する」と記載された文が存在しますが、それぞれの使い分けはどのようなもののでしょうか</p>	<p>より重要である文書（議会資料や訴訟関連、基本構想・基本計画等）は漏れないよう、関連する文書「すべて」を移管する記載となっています。「すべて」の記載がないものは、軽易なものは除くというニュアンスになります。</p> <p>「各課」の記載については、内容によっては「所管課（とりまとめ課）」が存在しており、「各課」と「所管課」のどちらが移管するのかを明記しています。</p>

## 豊島区重要公文書選別基準の改正について（修正案）

## 1 特別選別基準の改正について

現行の一般選別基準、特別選別基準に属さない該当しないものを捕捉するため、以下の記載を特別選別基準に追記する。  
「(11) 一般選別基準（1）～（25）、特別選別基準（1）～（10）に属さない公文書で、区政の重要事項に関するもの」

## 2 一般選別基準（別表）の改正について（合わせて一般選別基準も修正）

旧	新	備考
1 条例、規則、訓令、通達等の例規に関する公文書	1 条例、規則、訓令、 <b>要綱</b> 等の例規に関する公文書	通達→要綱
1 条例、規則の制定及び改正にかかわる一連の公文書は、主管課のもののみ収集する。また、区長の署名がなされた条例及び規則の原本は収集する。	1 条例、規則の制定及び <b>改廃</b> にかかわる一連の公文書は、主管課のもののみ収集する。また、区長の署名がなされた条例及び規則の原本は収集する。	委員会協議による修正（改正→改廃）
2 区行政や区民生活に顕著な効果又は影響を与えた告示、公告及び訓令の制定及び改正にかかわる一連の公文書は、主管課のもののみ収集する。	2 区行政や区民生活に顕著な効果又は影響を与えた告示、公告及び訓令の制定及び <b>改廃</b> にかかわる一連の公文書は、主管課のもののみ収集する。	委員会協議による修正（改正→改廃）
3 区行政や区民生活に顕著な効果又は影響を与えた要綱、要領等の制定及び大きな改正にかかわる公文書は、各課のものを収集する。	3 区行政や区民生活に顕著な効果又は影響を与えた要綱、要領等の制定、 <b>及び大きな改正及び廃止</b> にかかわる公文書は、各課のものを収集する。	委員会協議による修正（改正→改正及び廃止）
2 区の各種制度及び行政組織の新設及び改廃に関する公文書	2 区の各種制度及び行政組織の新設及び改廃に関する公文書	
1 区民生活にかかわる区の制度や区行政の内部制度の新設及び改廃に関する公文書は、主管課のものを収集する。	1 区民生活にかかわる区の制度や区行政の内部制度の新設及び改廃に関する公文書は、主管課のものを収集する。	
2 区及び区の関係する行政組織の新設及び改廃に関する公文書は、主管課のものを収集する。	2 区及び区の関係する行政組織の新設及び改廃に関する公文書は、主管課のものを収集する。	
3 区の廃置分合又は境界変更に関する公文書	3 区の廃置分合又は境界変更に関する公文書	
1 区、都及び国の各団体相互間の協議等に係る公文書	1 区、都及び国の各団体相互間の協議等に係る公文書	
2 審議会等の附属機関における諮問及び答申に係る公文書	2 審議会等の附属機関における諮問及び答申に係る公文書	
3 議会における議決に係る公文書	3 議会における議決に係る公文書	
4 実施等に係る区民等からの請願書、陳情書及び要望書等	4 実施等に係る区民等からの請願書、陳情書及び要望書等	
5 計画策定に係る調査研究、調整等に関する公文書	5 計画策定に係る調査研究、調整等に関する公文書	
4 地方自治制度に関する公文書	4 地方自治制度に関する公文書	
1 地方自治法関係 地方自治の基本的事項や組織、運営等を定めた地方自治法及び同施行令の一部改正であって、重要な制度改正を伴う公文書は、主管課のものを収集する。	1 地方自治法関係 地方自治の基本的事項や組織、運営等を定めた地方自治法及び同施行令の一部改正であって、重要な制度改正を伴う公文書は、主管課のものを収集する。	
2 1を除く制度全般 都区制度及び公務員関係、財政運営等の制度に関するものは、主管課のものを収集する。	2 1を除く制度全般 都区制度及び公務員関係、財政運営等の制度に関するものは、主管課のものを収集する。	
5 選挙に関する公文書	5 選挙に関する公文書	
1 区の議員及び長の選挙に関する公文書は、収集する。	1 区の議員及び長の選挙に関する公文書は、収集する。	
	2 <b>国会議員、都知事、都議会議員の選挙等の記録に関する公文書は、収集する。</b>	記録に関する文書を収集
2 区議会の解散並びに長及び議員の解職に係る直接請求についての公文書は、収集する。	3 区議会の解散並びに長及び議員の解職に係る直接請求についての公文書は、収集する。	
6 事務引継書	6 事務引継書	
1 事務引継書は、区長、副区長、教育長、幹部職員のもを収集する。	1 事務引継書は、区長、副区長、 <b>監査委員、行政委員会の長及び幹部職員</b> のもを収集する。	監査委員及び選挙管理委員会の委員長も含める表現に修正
2 豊島区会計事務規則に定める出納員の事務引継書は、収集しない。	2 豊島区会計事務規則に定める出納員の事務引継書は、収集しない。	
7 議会、行政委員会、審議会、主要会議等の審議経過及び結果に関する公文書	7 議会、行政委員会、審議会、主要会議等の審議経過及び結果に関する公文書	

旧		新		備考
<p>諮問及び答申に関する公文書、会議録、会議資料を収集する。単なる情報提供にとどまる趣旨（開催目的）の会議等であっても、提供される情報の内容によっては、歴史資料としての価値を含み収集の対象となる場合があることに留意する。</p>		<p>諮問及び答申に関する公文書、会議録、会議資料を収集する。単なる情報提供にとどまる趣旨（開催目的）の会議等であっても、提供される情報の内容によっては、<b>重要公文書</b>となる場合があることに留意する。</p>		<p>「歴史的公文書」→「重要公文書」の名称に合わせて、「歴史資料としての価値を含み収集の対象」→「重要公文書」に修正</p>
1	<p>区議会（本会議、常任委員会、特別委員会等）のものは原則としてすべて収集する。 ただし、区議会の招集及び議案等の発議に関するものについては、主管課の作成した公文書を主として収集する。</p>	1	<p>区議会（本会議、常任委員会、特別委員会等）のものは原則としてすべて収集する。 ただし、区議会の招集及び議案等の発議に関するものについては、主管課の作成した公文書を主として収集する。</p>	
2	<p>法律又は条例の定めるところにより設置された行政委員会、審議会、協議会、審査会等の正規の開催分をすべて収集する。また、幹事会、分科会等については、正規開催分を実質的に補足する内容のものである場合にのみ収集する。</p>	2	<p>法律又は条例の定めるところにより設置された行政委員会、審議会、協議会、審査会等の正規の開催分をすべて収集する。また、幹事会、分科会等については、正規開催分を実質的に補足する内容のものである場合にのみ収集する。</p>	
3	<p>要綱、要領等により設置された委員会、協議会、プロジェクトチーム等についてその合議体の組織的な位置付けや規模の大小又は構成メンバー等を問わず、区の主要な施策の実施に係る基本的姿勢、方向等を、公式に又は実質的に決定する内容をもつ公文書である場合に収集する。</p>	3	<p>要綱、要領等により設置された委員会、協議会、プロジェクトチーム等についてその合議体の組織的な位置付けや規模の大小又は構成メンバー等を問わず、区の主要な施策の実施に係る基本的姿勢、方向等を、公式に又は実質的に決定する内容をもつ公文書である場合に収集する。</p>	
4	<p>その他の会議等においても3と同様に、その合議体の組織的な位置付けや規模の大小又は構成メンバー等を問わず、区の主要な施策の実施に係る基本的姿勢、方向等を、公式に又は実質的に決定する内容をもつ公文書である場合に収集する。</p>	4	<p>その他の会議等においても3と同様に、その合議体の組織的な位置付けや規模の大小又は構成メンバー等を問わず、区の主要な施策の実施に係る基本的姿勢、方向等を、公式に又は実質的に決定する内容をもつ公文書である場合に収集する。</p>	
8 調査、統計及び研究に関する公文書		8 <b>統計、調査及び研究に関する公文書</b>		<b>記載を修正</b>
1	統計	1	統計	
	1 結果報告書		1 結果報告書	
	2 臨時的又は独自に実施された統計で重要な内容のものに係る公文書		2 <b>上記報告書に盛り込まれない重要なプロセス、条件等について記載された公文書</b>	1、2の関係が分かりにくいとの指摘に対応
2	調査及び研究	2	調査及び研究	
	1 調査研究報告		1 調査研究報告	
	2 上記報告書に盛り込まれない重要なプロセス、条件等について記載された公文書		2 上記報告書に盛り込まれない重要なプロセス、条件等について記載された公文書	
	3 報告書そのものは作成されないが、重要な研究の調査内容等に関する公文書		3 報告書そのものは作成されないが、重要な研究の調査内容等に関する公文書	
9 予算、決算及び収支等財政状況に関する公文書		9 予算、決算及び収支等財政状況に関する公文書		
1	予算	1	予算	
	予算編成に関する一連の公文書は、主管課のものを収集する。		1 予算編成に関する一連の公文書は、主管課のものを収集する。	
			2 <b>予算執行の方針に関する公文書</b>	予算執行の方針についても収集
2	決算	2	決算	
	一般会計・特別会計の決算報告に関する公文書は、主管課のものを収集する。		一般会計・特別会計の決算報告に関する公文書は、主管課のものを収集する。	
3	1及び2の文書等を補完する区の財政状況に関する公文書として、「区財政状況のあらまし」（広報としま）等を収集する。	3	1及び2の文書等を補完する区の財政状況に関する公文書として、「区財政状況のあらまし」（広報としま）等を収集する。	
10 起債、補助金及び貸付金に関する公文書		10 起債、補助金及び貸付金に関する公文書		
1	起債	1	起債	
	起債については主管課のものを収集する。		起債については主管課のものを収集する。	
2	国庫補助金（負担金）及び都補助金（負担金）	2	<b>国、都等からの補助金（負担金）</b>	
1	国庫補助（負担）及び都補助（負担）を受けた区の事業で補助金の趣旨及び事業の内容が見てと	1	<b>国庫補助（負担）、都補助（負担）及びその他の補助を受けた区の事業</b>	・「その他の補助」を加え、国や都以外の補助も対象とした

旧		新		備考
	れる公文書を収集する。 各課において、事業ごと一件書類として整理されていた場合、一括収集するが、国庫補助（負担）及び都補助（負担）の文書のみ別扱いで整理されていた場合は収集しない。		当該事業が顕著な効果をもたらしたり、話題性に富んでいた公文書は収集する。 補助金等の趣旨及び事業の内容が見てとれる公文書を収集する。定例的、定期的な補助金や単に補助金等の事務処理に係る文書のみが保存されている場合は収集しない。	・4行目（旧）「各課において～」を分かりやすく修正 ・指摘に伴い修正（青字）
2	国庫補助（負担）及び都補助（負担）を受けた民間の事業 当該事業が顕著な効果をもたらしたり、話題性に富んでいた公文書は収集する。また、最終的に国庫補助（負担）及び都補助（負担）決定に至らなかったものであっても話題性に富んでいたものは収集する。 ただし、起債許可、許認可などにおいて同事業のものを収集することもあるので、同じものを重複収集しないよう留意する。	2	国庫補助（負担）及び都補助（負担）を受けた民間の事業 当該事業が顕著な効果をもたらしたり、話題性に富んでいた公文書は収集する。また、最終的に国庫補助（負担）及び都補助（負担）決定に至らなかったものであっても話題性に富んでいたものは収集する。 ただし、起債許可、許認可などにおいて同事業のものを収集することもあるので、同じものを重複収集しないよう留意する。	
3	区補助金及び貸付金 区単独の補助金、区からの貸付金を受けた民間の事業が、区民生活において、顕著な効果をもたらしたり、話題性に富んでいた公文書は、収集する。	3	区補助金及び貸付金 区単独の補助金、区からの貸付金を受けた民間の事業が、区民生活において、顕著な効果をもたらしたり、話題性に富んでいた公文書は、収集する。	
1 1	区有財産の取得、管理及び処分に関する公文書	1 1	区有財産の取得、管理及び処分に関する公文書	
1	区有財産の取得及び処分に関する公文書は、原則としてすべて収集する。ただし、区道、区有通路敷地に関するものは除く。	1	区有財産の取得及び処分に関する公文書は、原則としてすべて収集する。ただし、区道、区有通路敷地に関するものは除く。	
2	区有財産の管理に関する公文書は、内容の変更が生じた際のもののみ収集の対象とする（評価額の変更のみの場合については対象とはしない。）。	2	区有財産の管理に関する公文書は、内容の変更が生じた際のもののみ収集の対象とする（評価額の変更のみの場合については対象とはしない。）。	
1 2	許認可、免許、承認、行政指導等に関する公文書	1 2	許認可、免許、承認、行政指導等に関する公文書	
1	共通事項	1	共通事項	
1	区長許可（認可）に係る公文書は、原則として各課の公文書を収集する。	1	区長許可（認可）に係る公文書は、原則として各課の公文書を収集する。	
2	区の機関が申請者（届出者）となって、区の機関の長に対して行う許可申請、届出等の関係公文書は、原則として申請者（届出者）側の公文書を収集する。	2	区の機関が申請者（届出者）となって、区の機関の長に対して行う許可申請、届出等の関係公文書は、原則として申請者（届出者）側の公文書を収集する。	
3	許認可に係る「台帳」は、すべて収集する。	3	許認可に係る「台帳」は、すべて収集する。	
2	開発行為、行政財産の目的外使用、道路占用、河川占用、都市計画等に係る許認可等を含む公文書（更新許可で内容に変更のないもの及び仮設物の設置等に係るものを除く。）。	2	開発行為、行政財産の目的外使用、道路占用、河川占用、都市計画等に係る許認可等を含む公文書（更新許可で内容に変更のないもの及び仮設物の設置等に係るもの等の軽易なものを除く。）。	「軽易なもの」を除外する旨追記
3	団体の設立等の認可等 団体の内容や法人格の種類等を問わず、区長による設立の認可に係るものはすべて収集する（軽易な内容についての変更認可に係るもの等を除く。）。	3	団体の設立等の認可等 団体の内容や法人格の種類等を問わず、区長による設立の認可に係るものはすべて収集する（軽易な内容についての変更認可に係るもの等を除く。）。	
4	その他の許認可 2及び3以外の許認可等で区民生活に少なからず影響を及ぼす可能性のある業、施設（の開設）及び事項に係るものはすべて収集する（軽易な内容についての変更許認可に係るもの等を除く。）。	4	その他の許認可 2及び3以外の許認可等で区民生活に少なからず影響を及ぼす可能性のある業、施設（の開設）及び事項に係るものはすべて収集する（軽易な内容についての変更許認可に係るもの等を除く。）。	
5	行政指導に係る公文書は、区民の生活に長期にわたり影響を及ぼす事案、または将来の例証となる事案につ	5	行政指導に係る公文書は、区民の生活に長期にわたり影響を及ぼす事案、または将来の例証となる事案につ	

旧		新		備考
	いて収集する。		いて収集する。	
1 3 監査、検査等に関する公文書		1 3 監査、検査等に関する公文書		
1	監査	1	監査	
1	区並びに出資団体、公の施設の管理を行う指定管理者及び補助金等交付団体、指定金融機関について、監査委員が監査実施後、報告した監査結果（報告書、実施通知、措置状況）は主管課のものを収集する。	1	区並びに出資団体、公の施設の管理を行う指定管理者、及び補助金等交付団体及び指定金融機関について、監査委員が監査実施後、報告した監査結果（報告書、実施通知、措置状況）は主管課のものを収集する。	・指摘に伴い修正（青字）
2	住民の監査請求に対して監査した公文書は、主管課のものを収集する。	2	住民の監査請求に対して監査した公文書は、主管課のものを収集する。	
3	決算審査及び財政健全化判断比率審査にかかる監査委員意見は主管課のものを収集する。	3	決算審査及び財政健全化判断比率審査にかかる監査委員意見は主管課のものを収集する。	
2	検査	2	検査	
1	法令等に基づく医療機関、事業所等の検査及び指導に関する公文書は、各課のものを収集する。	1	法令等に基づく医療機関、事業所等の検査及び指導における計画、指針及び重要な問題があった事案等に関する公文書は、各課のものを収集する。	東京都のガイドラインを参考に修正
2	国庫補助等に係る会計検査において、事業執行等に問題があったものは、各課のものを収集する。	2	国庫補助等に係る会計検査において、事業執行等に問題があったものは、各課のものを収集する。	
3	監査委員が実施する現金出納の検査にかかる検査報告は主管課のものを収集する。	3	監査委員が実施する現金出納の検査にかかる検査報告は主管課のものを収集する。	
1 4 主要職員及び各種委員の人事に関する公文書		1 4 主要職員及び各種委員の人事に関する公文書		
1	特別職、幹部職員（部長、所属長以上）の任免に関する公文書等は、主管課のものを収集する。	1	特別職、幹部職員（部長、所属長以上）の任免に関する公文書等は、主管課のものを収集する。	「等」の削除（表記の統一）
2	各種委員（法令設置職、附属機関等委員）の任免に関する公文書等は、各課のものを収集する。	2	各種委員（法令設置職、附属機関等委員）の任免に関する公文書等は、各課のものを収集する。	「等」の削除（表記の統一）
1 5 叙位、叙勲、褒章、表彰等に関する公文書		1 5 叙位、叙勲、褒章、表彰等に関する公文書		
1	叙位・叙勲・褒章に関するものは各課で取りまとめたもののうち、授けられた者についてのみ収集する。	1	叙位・叙勲・褒章に関するものは各課で取りまとめたもののうち、授けられた者についてのみ収集する。	
2	区による表彰に関するものは、主管課のものを収集する。その表彰理由が、区民生活や区の経済活動などに顕著な功績又は効果をもたらしたと認められるものについて収集する。	2	区による表彰に関するものは、主管課のものを収集する。その表彰理由が、区民生活や区の経済活動などに顕著な功績又は効果をもたらしたと認められるものについて収集する。	
		3	各種表彰等の推薦及び結果に関するものを収集する。	区以外の表彰に関する公文書を追加
1 6 争訟（訴訟、審査請求、異議申立て等をいう。）に関する公文書		1 6 争訟（ <del>審査請求、訴訟、異議申立て</del> 等をいう。）に関する公文書		順序の修正、「異議申立て」の削除
軽易な内容のものを除き、区内で発生した争訟に関する次のような公文書は、原則としてすべて収集する。		軽易な内容のものを除き、区内で発生した争訟に関する次のような公文書は、原則としてすべて収集する。		
1	審査請求に係る公文書	1	審査請求に係る公文書	
2	行政訴訟に係る公文書	2	<del>行政</del> 訴訟に係る公文書	「行政」を削除（行政訴訟に限定しない）
3	その他の紛争解決方法の実施等に係る公文書	3	その他の紛争解決方法の実施等に係る公文書	
1 7 行政処分等に関する公文書		1 7 行政処分等に関する公文書		
1	行政処分に関するもののうち、区民の生活に長期にわたり影響を及ぼす事案、または将来の例証となる事案について経緯も含めた公文書は、各課のものを収集する。	1	行政処分に関するもののうち、 <del>指針</del> や区民の生活に長期にわたり影響を及ぼす事案、または将来の例証となる事案について経緯も含めた公文書は、各課のものを収集する。	「指針」を追加
2	行政代執行に関する公文書はすべて収集する。	2	行政代執行に関する公文書はすべて収集する。	
1 8 陳情、請願、要望等に関する公文書		1 8 陳情、請願、要望等に関する公文書		
1	「区民の声」を含む区民や諸団体からの各種陳情、請願、意見等に関する公文書で施策に影響を与えたものは、各課のものを収集する。	1	「区民の声」を含む区民や諸団体からの各種陳情、請願、意見等に関する公文書で施策に影響を与えたものは、各課のものを収集する。	
2	広聴集会、モニター、世論調査等により区民の意識、要望等がわかる公文書は、各課のものを収集する。	2	広聴集会、モニター、世論調査等により区民の意識、要望等がわかる公文書は、各課のものを収集する。	

旧		新		備考
3	区議会の議員団各会派の要望事項及び回答の公文書は、主管課のものを収集する。	3	区議会の議員団各会派の要望事項及び回答の公文書は、主管課のものを収集する。	
4	国及び都の施策・制度・予算に対する区の要望等は、主管課のものを収集する。	4	国及び都の施策・制度・予算に対する区の要望等は、主管課のものを収集する。	
19 区及び行政委員会の基本計画等（基本構想、基本計画及び実施計画）並びに部局単位の事業計画に関する公文書		19 区及び行政委員会の基本計画等（基本構想、基本計画及び実施計画）並びに部局単位の事業計画に関する公文書		
次のものは原則としてすべて収集する。		次のものは原則としてすべて収集する。		
1	基本構想、基本計画及び実施計画策定又は改定に係る最終的な決裁文書、計画書等	1	基本構想、基本計画及び実施計画策定又は改定に係る最終的な決裁文書、計画書等	
2	区民討論会等における区民からの計画案に対する意見等を記録した公文書（特に批判や代替案の提唱等に及ぶものは例外なくすべて収集する。）	2	区民説明会やパブリックコメント等における区民からの計画案に対する意見等を記録した公文書（特に批判や代替案の提唱等に及ぶものは例外なくすべて収集する。）	表現を修正
3	計画策定における成案とりまとめまでのプロセスを明らかにする公文書	3	計画策定における成案とりまとめまでのプロセスを明らかにする公文書	
4	ヒアリングの際に示された策定の方向等に向けての基本的見解	4	ヒアリングの際に示された策定の方向等に向けての基本的見解	
20 公共施設の建築等のハード事業の実施に関する公文書		20 公共施設の建築、道路や公園の整備等のハード事業の実施に関する公文書		公園や道路の整備に関するものを含める
次のものは原則として収集する。ただし、事業実施効果について事後に検討評価した内容の公文書は、すべて収集する。		次のものは原則として収集する。ただし、事業実施効果について事後に検討評価した内容の公文書は、すべて収集する。		
1	事業の基本構想（調査設計）又はそれに相当する内容の公文書	1	事業の基本構想（調査設計）又はそれに相当する内容の公文書	
2	事業の基本計画又はそれに相当する内容の公文書	2	事業の基本計画又はそれに相当する内容の公文書	
3	事業の実施計画又はそれに相当する内容の公文書	3	事業の実施計画又はそれに相当する内容の公文書	
4	1から3までの計画等の策定経過と事業の実施内容を明らかにする公文書	4	1から3までの計画等の策定経過と事業の実施内容を明らかにする公文書	
5	事業の実施に関連する各種調査（地質、電波障害、日照等の調査）の結果に関する公文書	5	事業の実施に関連する各種調査（地質、電波障害、日照等の調査）の結果に関する公文書	
6	事業の実施に当たり必要となった各種許認可手続関係公文書	6	事業の実施に当たり必要となった各種許認可手続関係公文書	
7	事業の実施に係る区民説明会等の記録（特に反対の意向が一部においてであっても示された事業に係るものについてはすべて収集する。）	7	事業の実施に係る区民説明会等の記録（特に反対の意向が一部においてであっても示された事業に係るものについてはすべて収集する。）	
21 各種施策、行政運営上のシステム等のソフト事業の実施に関する公文書		21 各種施策、行政運営上のシステム等のソフト事業の実施に関する公文書		
次のものは原則として各課のものを収集する。ただし、事業実施効果について事後に検討評価した内容の公文書は、すべて収集する。次のものは原則として収集する。ただし、事業実施効果について事後に検討評価した内容の公文書は、すべて収集する。		次のものは原則として各課のものを収集する。ただし、事業実施効果について事後に検討評価した内容の公文書は、すべて収集する。 <del>次のものは原則として収集する。ただし、事業実施効果について事後に検討評価した内容の公文書は、すべて収集する。</del>		・重複部分を削除
1	事業の基本構想又はそれに相当する内容の公文書	1	事業の基本構想又はそれに相当する内容の公文書	
2	事業の基本計画又はそれに相当する内容の公文書	2	事業の基本計画又はそれに相当する内容の公文書	
3	事業の実施計画又はそれに相当する内容の公文書	3	事業の実施計画又はそれに相当する内容の公文書	
4	1から3までの計画等の策定経過を明らかにする公文書	4	1から3までの計画等の策定経過を明らかにする公文書	
5	事業の実施に当たり必要となった各種許認可手続関係公文書	5	事業の実施に当たり必要となった各種許認可手続関係公文書	
6	実施報告書	6	実施報告書	
		7	国、地方公共団体及び民間等と締結した協定書等	・協定に関する記述を追加
22 区内の史跡、文化財等に関する公文書		22 区内の史跡、文化財、伝統工芸等に関する公文書		伝統工芸を追加
1	国、都並びに区登録・指定の文化財（有形・無形・民俗）	1	国、都及び区登録・指定の文化財（有形・無形・民俗）	体裁を修正

旧		新		備考
	に関するもの(指定物件の内容)		に関するもの(指定物件の内容等)は、収集する。	・指摘に伴い修正(青字)
2	国、都並びに区登録・指定の史跡、名勝、天然記念物に関するもの(現状変更申請等)は、収集する。	2	国、都及び区登録・指定の史跡、名勝及び天然記念物に関するもの(現状変更申請等)は、収集する。	・指摘に伴い修正(青字)
3	埋蔵文化財に関するものは、収集する。	3	埋蔵文化財に関するもの(発掘届、埋蔵文化財包蔵地台帳・地図等)は、収集する。	他自治体にならい、具体例を追加
4	指定文化財の管理、遺跡の発掘調査等に対する補助金に関するもの(土地買い上げ等)は、収集する。	4	指定文化財の管理、遺跡の発掘調査等に対する補助金に関するもの(土地買い上げ等)は、収集する。	
5	文化財保存修理等に係る補助金に関するものは、収集する。	5	文化財保存修理等に係る補助金に関するものは、収集する。	「選定保存技術」保持者の登録に関する文書も存在するため、「文化財保存修理等に関するものは、収集する」に変更
		6	区の伝統工芸に関して、特に重要なものは、収集する。	項目追加
2 3 国際交流・都市交流・共生に関する公文書		2 3 国際交流・都市交流・共生に関する公文書		
1	区や区民の進めた都市間交流・協力及び交流にかかわる公文書は、収集する。特に、その全容やイベント等がわかるよう留意し、次のものを収集する。	1	区や区民の進めた都市間交流・協力及び交流にかかわる公文書は、収集する。特に、その全容やイベント等がわかるよう留意し、次のものを収集する。	
1	友好都市及び姉妹都市関係	1	友好都市及び姉妹都市関係	
2	芸術、文化、スポーツ、経済等の交流や派遣	2	芸術、文化、スポーツ、経済等の交流や派遣	
3	国際交流団体の活動とその支援	3	国際交流団体の活動とその支援	
4	その他	4	その他	
2	外国籍区民と共に進めた地域社会づくりで、区又は区民生活にとって顕著な効果をもたらしたものは、収集する。	2	外国籍区民と共に進めた地域社会づくりで、区又は区民生活にとって顕著な効果をもたらしたものは、収集する。	
3	区と区民とが協力し、連携し、国際社会への貢献を目指したものは、収集する。	3	区と区民とが協力し、連携し、国際社会への貢献を目指したものは、収集する。	
4	その他国際化に対応した部局レベルの区事業は、収集する。	4	その他国際化に対応した部局レベルの区事業は、収集する。	「部局レベル」を削除
2 4 儀式、行事その他事件に関する公文書		2 4 儀式、行事その他事件に関する公文書		
1	区内で起きた及び区にかかわりのあった大きな出来事についての記録を収集する。	1	区内で起きた、又は区にかかわりのあった大きな出来事についての記録を収集する。	・指摘に伴い修正(青字)
2	職員が起こした事務執行上の事故及び不祥事に関して、経緯も含めた公文書は収集する。	2	職員が起こした事務執行上の事故及び不祥事に関して、経緯も含めた公文書は収集する。	
2 5 白書や報告書など、区が区民及び外部に対して情報を周知するために発行した刊行物		2 5 白書や報告書など、区が区民及び外部に対して情報を周知するために発行した刊行物		
区が独自で作成し、刊行した冊子及び刊行物を収集する。		区が独自で作成し、刊行した冊子及び刊行物を収集する。		

## 令和 4 年度における公文書管理等の状況

豊島区公文書等の管理に関する条例（平成 31 年 3 月 25 日条例第 4 号）第 9 条第 2 項の規定により、令和 4 年度における公文書管理等の状況を公表します。

## 1 現用公文書の保有状況

(1) 令和 4 年度末の実施機関別公文書の保有状況（簿冊数）

	区長	教育 委員会	選挙管理 委員会	監査委員	議会	合計
平成 20 年度以前 (永年保存文書の 簿冊数)	12,888	1,934	223	10	1,027	16,082
平成 21 年度以降 (文書管理システム 上の簿冊数)	474,258	46,002	7,616	2,513	4,836	535,225
合計	487,146	47,936	7,839	2,523	5,863	551,307

※常用の簿冊は年度ごとにカウントしています。

※保有文書の媒体別件数は未集計です。

(2) 令和 4 年度中に作成または取得した公文書の簿冊数と目録件数（文書管理システム上の簿冊数と文書目録件数）

	区長	教育 委員会	選挙管理 委員会	監査委員	議会	合計
簿冊数	40,486	4,008	692	192	408	45,786
文書目録件数	113,942	15,859	728	226	1,172	131,927

## 2 令和 4 年度に保存期間が満了した公文書の措置の決定状況

保存期間が満了し、令和 4 年度中に区長に移管する予定の簿冊数	456
保存期間が満了し、令和 4 年度中に廃棄する予定の簿冊数	13,085
保存期間を延長した簿冊数	208

## 3 特定重要公文書の保有状況

令和 4 年度末の特定重要公文書の保有状況（簿冊件数）	1,223
-----------------------------	-------

#### 4 令和4年度職員研修の実施状況

##### (1) 実務研修「文書」

###### ①日時・受講者数

- ・第1回：令和4年4月15日 9：30～10：30
- ・第2回：令和4年4月15日 11：00～12：00

受講者計 92 名

###### ②対象者

令和4年度新規採用職員

##### (2) 特別研修「公文書」

###### ①日時・受講者数

- ・第1回 令和4年7月14日 10：00～11：30
- ・第2回 令和4年7月14日 13：30～15：00
- ・第3回 令和4年7月14日 15：30～17：00

受講者計 66 名

###### ②対象者

各課1名及び希望者

##### (3) e-ラーニング（公文書）

###### ①受講期間

令和4年7月29日～令和5年3月31日

###### ②対象者

新規採用職員及び前年度未受講者

###### ③受講率

19.3% (690人／3,583人)

※システムによる集計上、母数には前年度受講者も含まれています。

#### 5 公文書等管理委員会開催状況

- ・第1回 令和5年1月24日  
案件：諮問、評価選別結果の修正、評価選別リストの審査
- ・第2回 令和5年2月7日  
案件：令和3年度における公文書管理等の状況について
- ・第3回 令和5年2月14日  
案件：出資法人等の文書の管理状況調査の結果について
- ・第4回 令和5年2月21日  
案件：豊島区重要公文書選別基準の見直しについて
- ・第5回 令和5年3月28日  
案件：評価選別リストの審査、答申

6 令和4年度 公文書の紛失、誤廃棄等の状況

(単位:件)

	事案			対応		
	紛失	誤廃棄	その他	関係者等への注意喚起、指導等	全庁的な注意喚起、周知等	業務手順、マニュアル等の見直し
区長	1	0	0	1	1	1
教育委員会	0	1	0	1	1	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
議会	0	0	0	0	0	0